

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下、令和元年度及び令和2年度の各勘定別の損益状況等について記載しております。

(1) 一般勘定

一般勘定では、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業及び社会福祉振興助成事業の4事業を実施しております。

令和元年度の経常収益は福祉医療貸付金利息等の自己収入の他、運営費交付金や利子補給金、助成費補助金等の国からの財源措置により41,950百万円、経常費用は財政融資資金の借入れにかかる支払利息等により41,142百万円となったこと等から、当期総利益は817百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理しております。

<損益計算書の要旨>

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和元年度	令和2年度	科目	令和元年度	令和2年度
経常費用	36,501	41,142	経常収益	40,944	41,950
福祉医療貸付業務費	33,645	38,180	運営費交付金収益	1,054	1,384
経営指導業務費	483	467	福祉医療貸付事業収入	38,316	35,467
福祉保健医療情報サービス業務費	721	798	経営指導事業収入	72	20
社会福祉振興助成業務費	892	850	福祉保健医療情報サービス事業収入	4	5
一般管理費	756	841	社会福祉振興助成事業収入	11	11
雑損	2	3	補助金等収益	579	4,153
			寄附金収益	208	186
			資産見返運営費交付金戻入	330	360
			資産見返補助金等戻入	3	43
			賞与引当金見返に係る収益	149	147
			退職給付引当金見返に係る収益	207	159
			財務収益	0	-
			雑益	7	10
臨時損失	2,257	-	臨時利益	4,182	9
当期純利益又は当期純損失	6,367	817			
当期総利益又は当期総損失	6,367	817			

(2) 共済勘定

令和2年度の経常収益は116,622百万円であり、経常費用は116,413百万円となっております。この他、法令に基づく引当金等に係る臨時損失1,752百万円、臨時利益1,585百万円を計上し、当期総利益は40百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理しております。

<損益計算書の要旨>

(単位:百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和元年度	令和2年度	科目	令和元年度	令和2年度
経常費用	113,065	116,413	経常収益	114,470	116,622
退職手当共済業務費	112,974	116,307	運営費交付金収益	550	616
一般管理費	91	106	退職手当共済事業収入	62,849	64,804
雑損	0	-	補助金等収益	51,005	51,112
			資産見返運営費交付金戻入	37	38
			賞与引当金見返に係る収益	16	16
			退職給付引当金見返に係る収益	10	34
			財務収益	1	-
			雑益	0	0
臨時損失	3,522	1,752	臨時利益	2,123	1,585
当期純利益又は当期純損失	6	40			
当期総利益又は当期総損失	6	40			

(3) 保険勘定

令和２年度の経常収益は 24,410 百万円、経常費用は 21,712 百万円となっており、経常利益 2,698 百万円を計上しております。この他、法令に基づく引当金等に係る臨時利益 1,923 百万円を計上し、当期総利益は 4,621 百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理しております。

<損益計算書の要旨>

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和元年度	令和２年度	科目	令和元年度	令和２年度
経常費用	22,638	21,712	経常収益	19,184	24,410
心身障害者扶養保険業務費	22,611	21,689	運営費交付金収益	70	97
一般管理費	27	22	心身障害者扶養保険事業収入	19,102	24,330
雑損	0	-	資産見返運営費交付金戻入	0	0
			賞与引当金見返に係る収益	5	5
			退職給付引当金見返に係る収益	5	△22
			雑益	0	0
臨時損失	96	-	臨時利益	3,748	1,923
当期純利益又は当期純損失	197	4,621			
当期総利益又は当期総損失	197	4,621			

(4) 年金担保貸付勘定

令和２年度の経常収益は、年金担保貸付金利息収入等により 1,053 百万円、経常費用は業務委託費等により 912 百万円を計上し、当期総利益は 150 百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理しております。

<損益計算書の要旨>

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和元年度	令和２年度	科目	令和元年度	令和２年度
経常費用	1,086	912	経常収益	1,167	1,053
年金担保貸付業務費	1,018	852	年金担保貸付事業収入	1,152	1,028
一般管理費	67	60	資産見返運営費交付金戻入	0	0
雑損	0	-	雑益	15	24
			臨時利益	26	4
当期純利益又は当期純損失	107	145			
前中期目標期間繰越積立金取崩額	8	5			
当期総利益又は当期総損失	116	150			

(5) 労災年金担保貸付勘定

令和２年度の経常収益は 19.2 百万円、経常費用は 17.7 百万円を計上し、当期総利益は 1.7 百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理しております。

<損益計算書の要旨>

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和元年度	令和２年度	科目	令和元年度	令和２年度
経常費用	18.9	17.7	経常収益	19.4	19.2
労災年金担保貸付業務費	16.9	15.5	労災年金担保貸付事業収入	19.1	18.1
一般管理費	2.0	2.2	資産見返運営費交付金戻入	0.0	0.0
雑損	0.0	-	雑益	0.2	1.0
			臨時利益	0.6	0.2
当期純利益又は当期純損失	1.1	1.6			
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0.1	0.0			
当期総利益又は当期総損失	1.2	1.7			

(6) 承継債権管理回収勘定

令和2年度の経常収益は12,123百万円、経常費用は1,266百万円となっております。この他、貸倒引当金戻入益等により臨時利益144百万円計上し、当期総利益は11,000百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理を行った後、令和3年7月31日に機構法附則第5条の2第7項及び同法施行令附則第5条の2第3項及び第6項の規定に基づき、その全額を国庫納付しております。

＜損益計算書の要旨＞

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和元年度	令和2年度	科目	令和元年度	令和2年度
経常費用	1,407	1,266	経常収益	14,462	12,123
承継債権管理回収業務費	1,281	1,141	承継債権管理回収業務収入	14,449	12,115
一般管理費	125	124	資産見返運営費交付金戻入	1	1
雑損	0	-	財務収益	11	4
			雑益	1	2
当期純利益又は当期純損失	13,482	11,000	臨時利益	426	144
当期総利益又は当期総損失	13,482	11,000			

(7) 一時金支払等勘定

令和2年度の経常収益は1,354百万円、経常費用は1,364百万円となっております。この他、退職給付引当金戻入益による臨時利益9百万円を計上し、損益均衡となっております。

＜損益計算書の要旨＞

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和元年度	令和2年度	科目	令和元年度	令和2年度
経常費用	1,652	1,364	経常収益	1,652	1,354
一時金支払等業務費	1,615	1,349	補助金等収益	1,651	1,354
一般管理費	37	14	資産見返補助金等戻入	0	0
財務費用	0	-	財務収益	0	0
			雑益	0	0
当期純利益又は当期純損失	-	-	臨時利益	-	9
当期総利益又は当期総損失	-	-			

(8) 補償金支払等勘定

令和2年度の経常収益及び経常費用は8,888百万円を計上し、損益均衡となっております。

＜損益計算書の要旨＞

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	令和元年度	令和2年度	科目	令和元年度	令和2年度
経常費用	1,518	8,888	経常収益	1,518	8,888
補償金支払等業務費	1,506	8,861	補助金等収益	1,517	8,888
一般管理費	11	26	資産見返補助金等戻入	0	0
財務費用	0	-	財務収益	0	0
			雑益	0	0
当期純利益又は当期純損失	-	-			
当期総利益又は当期総損失	-	-			

2. 将来展望と対処すべき課題

急速な少子・高齢化に伴う本格的な人口減少社会の中で、このまま人口減少が進行した場合、将来的な経済規模の縮小や生活水準の低下、社会保障の負担増など、各種制度維持に深刻な影響をもたらすことが懸念されております。これらの諸問題に対して、政府では「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）」を始めとした政策が打ち出され、各分野における施策が進められております。

保育・介護の分野においては、子育てや介護をしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、増大する保育・介護のニーズに対応したサービス基盤の確保や、求められる保育・介護サービスを提供するための人材の確保に向けて必要な施策の推進が求められております。「ニッポン一億総活躍プラン」では、2020年代初頭までに約50万人分の介護の受け皿の整備、介護ロボットやICT等を活用した介護の生産性向上の推進、「新子育て安心プラン」では、待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、令和6年度末までに約14万人分の保育の受け皿の整備といった具体的な施策が掲げられているところです。

医療の分野においては、将来の医療の必要量を踏まえた医療機能の分化・連携を進め、限られた医療資源の適正な配分を図ることにより、増大する医療サービスの需要に対応する地域医療提供体制を構築するため、都道府県においては、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の医療機能ごとに各地域の2025年の医療需要と病床の必要量を推計する地域医療構想の策定を完了しており、政府においては「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」で、新型コロナウイルス感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図り、データに基づく医療ニーズを踏まえ、都道府県が適切なガバナンスの下、医療機能の分化・連携を推進することなどが掲げられております。今後は、地域医療構想に基づき、地域内での医療機能の適正な配置を実現するため、医療機関による自主的な機能分化や都道府県から医療機関に対する個別の調整等の具体的な取組みが進められる予定です。

当機構としては、こうした増大かつ多様化するニーズに対応して、それぞれの政策の実現を推進する政策金融機関としてますます重要となる役割を果たすべく、特別養護老人ホーム、小規模・多機能型サービス拠点、地域密着型サービス拠点、障害者の自立支援に配慮したサービス基盤、保育所等の福祉施設や病院、診療所等の医療施設に対する融資やNPO等への助成など多種多様な事業を的確に推進するとともに、以下のような主要な課題に着実かつ適切に対処していくことにより、市場において積極的な評価をいただけるよう努めて参所存です。

(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行っていくとともに、多岐にわたる事業を実施している当機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図って参ります。

(2) 内部統制の充実

平成26年4月1日より金融検査マニュアルに準拠したガバナンス態勢を構築・運用しております。

具体的には、内部統制基本方針を定め、理事長のもと当機構の内部統制全体を審議するガバナンス委員会を設置し、そのもとで、金融検査マニュアルを参考に、

- ・ 法令等遵守
- ・ 各リスク管理（統合的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、システムリスク、事務リスク等）
- ・ 顧客保護等

などのそれぞれの統括管理責任部門を定め、その役割（モニタリング・報告態勢等）を明確にし、必要な内部規程等を整備しております。また、ガバナンス委員会や監査によるモニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行っております。

これらの態勢を適正に運用することにより、当機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図って参ります。

(3) 業務・システムの効率化と情報化の推進

情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心に、業務の見直し並びにシステム構成及び調達方法の見直しを行うことにより、システムコストの削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、利用者の利便性向上及び政府の方針を踏まえた情報セキュリティ対策を実施しつつ、

情報システムの整備及び当機構が行う事業・業務の情報化を計画的かつ合理的に進めるとともに、情報化推進体制の強化を図って参ります。

(4) 東日本大震災等の被災者に対する迅速な対応

東日本大震災、平成 28 年熊本地震等の激甚災害により被災した社会福祉施設、医療施設等の復旧を支援するため、一定期間無利子や融資率を 100%とする等の優遇措置を講じるとともに、旧債務に係る積極的な条件変更（償還期間の延長、金利の見直し等）、災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和（償還期間及び据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等）を講じており、今後も引き続き被災地の復旧・復興を支援して参ります。

(5) 新型コロナウイルス感染症に係る迅速な対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続に支障がある社会福祉施設、医療施設等の資金繰りを支援するため、一定期間無利子、貸付限度額及び無担保貸付額の拡充、償還期間及び据置期間の延長等の優遇措置を講じておるとともに、既往債務に係る返済猶予等を実施するなど、福祉医療基盤の維持・存続を支援しております。

3. 事業等のリスク

(1) 国等の政策及び関与に伴うリスク

当機構は、国の政策・指針等に即して地方公共団体が策定する整備計画等に基づく社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築及び年金受給者の自立支援等、国の福祉政策及び医療政策と連携を図り、社会福祉の増進や医療の普及の向上等、政策目的の実現のため、政府と一体となって事業を推進しております。従ってこれらの国等の政策及び関与に伴い事業等に影響を受けることがあります。

(2) 国等の政策評価等に伴うリスク

当機構は、通則法第 32 条及び第 35 条等により、各事業年度における業務の実績について厚生労働大臣の評価を受けなければならないとされております。また、厚生労働大臣は、中期目標の期間の終了時まで、当機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされております。

(3) 当機構における貸付事業について

① 信用リスクについて

貸付先の財務状況の悪化等により、貸付債権の価値が減少又は消失することで、債権の回収が不可能又は困難となり、損失を被る可能性があります。

そのため、当該債権の早期把握に努め、必要に応じて再建計画策定の指導及び整理・回収を行うとともに、自己査定を踏まえた償却・引当を適切に実施するなど、信用リスク管理の取組みを推進しています。

(ア) 一般勘定

一般勘定における貸付金は、貸付先である社会福祉及び医療の関連事業者等が経営困難に陥った場合、将来的に貸倒損失によって処理される可能性があるため事業収支を悪化させるリスクがありますが、当機構は適切な債権管理に努めるとともに延滞債権の回収とその発生額の減少に努めております。

(イ) 年金担保貸付勘定

年金担保貸付事業においては、貸付金の回収にあたり年金支給機関からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性があります。借入希望者の多くが利用する公益財団法人年金融資福祉サービス協会^{*}による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても一般勘定における貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

(ウ) 労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付事業は、平成 16 年 4 月 1 日に労働福祉事業団の解散に伴い当機構へ業務移管されたものです。

労災年金担保貸付事業においても、貸付金の回収にあたり厚生労働省からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性があります。平成 16 年度から年金担保貸付事業同様、公益財団法人年金融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても年金担保貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

※ 公益財団法人年金融資福祉サービス協会

年金担保貸付における信用保証制度で、厚生年金保険等の年金受給者が年金担保小口資金を借り受けるときに、個人の連帯保証人に代わり、協会が連帯保証人を引き受ける事業を行っております。なお、令和 2 年度における貸付利用者のうち 99.9% (年金担保貸付 99.9%、労災年金担保貸付 100.00%) が当制度を利用しております。

<貸付事業における債権分類について>

一般勘定においては、平成 10 年度から従来の延滞債権額に加え、民間金融機関の基準に準じて、破綻先債権額、3 箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

また、年金担保貸付勘定においては平成 13 年度から、労災年金担保貸付勘定においては平成 16 年度から、それぞれ業務の開始に伴い開示しております。

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分		令和元年度	令和2年度
破綻先債権	(A)	1,961	2,144
延滞債権	(B)	59,466	72,530
3箇月以上延滞債権	(C)	683	384
貸出条件緩和債権	(D)	63,139	191,917
合計＝(A)＋(B)＋(C)＋(D)	(E)	125,250	266,976
総貸付残高	(F)	3,412,410	4,873,874
比率 (E)／(F)×100		3.67%	5.48%

(年金担保貸付勘定)

(単位：百万円)

区 分		令和元年度	令和2年度
破綻先債権	(A)	20	18
延滞債権	(B)	21	13
3箇月以上延滞債権	(C)	6	2
貸出条件緩和債権	(D)	9	11
合計＝(A)＋(B)＋(C)＋(D)	(E)	55	43
総貸付残高	(F)	45,328	34,778
比率 (E)／(F)×100		0.12%	0.12%

(労災年金担保貸付勘定)

(単位：百万円)

区 分		令和元年度	令和2年度
破綻先債権	(A)	1	0
延滞債権	(B)	2	0
3箇月以上延滞債権	(C)	0	0
貸出条件緩和債権	(D)	0	2
合計＝(A)＋(B)＋(C)＋(D)	(E)	3	2
総貸付残高	(F)	1,047	844
比率 (E)／(F)×100		0.27%	0.29%

(承継債権管理回収勘定)

(単位：百万円)

区 分		令和元年度	令和2年度
破綻先債権	(A)	5,826	5,374
延滞債権	(B)	2,969	2,755
3箇月以上延滞債権	(C)	2,562	1,993
貸出条件緩和債権	(D)	10,522	10,173
合計＝(A)＋(B)＋(C)＋(D)	(E)	21,880	20,296
総貸付残高	(F)	361,290	303,977
比率 (E)／(F)×100		6.06%	6.68%

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

(A) 破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

(B) 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(C) 3箇月以上延滞債権

3箇月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3箇月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

(D) 貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3箇月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

注2) 一般勘定における総貸付残高(F)には、以下の貸付受入金が含まれております。

- ・ 令和元年度貸付受入金
- ・ 令和2年度貸付受入金

59,034 百万円
56,819 百万円

注3) 承継債権管理回収勘定

(1) 総貸付残高 (F) には、以下の仮受金が含まれております。

・ 令和元年度仮受金	506 百万円
・ 令和2年度仮受金	518 百万円

(2) 債権質により転借人から回収している債権については、当該転貸債権の状況により判断しており、当該転貸債権の正常債権については、リスク管理債権に含めておりません。

・ 令和元年度	1,005 百万円
・ 令和2年度	761 百万円

(3) リスク管理債権のうち、金融機関の保証で全額回収が見込まれる債権があり、当該債権額とその額を除いた比率は以下のとおりです。

・ 令和元年度	14,108 百万円	2.15%
・ 令和2年度	12,798 百万円	2.47%

注4) 金額の百万円未満は、切り捨て表示しております。

<貸出金の自己査定について>

当機構における令和2年度末における貸出金の資産内容につきましては次のとおりです。

(一般勘定)

(単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	7,853	1,619,986
	要注意先	22,949	3,122,393
	要管理先以外	22,638	2,877,581
	要管理先	311	244,812
	計	30,802	4,742,379
貸倒懸念債権	破綻懸念先	83	63,933
破産更生債権等	実質破綻先	57	8,597
	破綻先	18	2,144
	計	75	10,742
合 計		30,960	4,817,054

(年金担保貸付勘定)

(単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	126,345	34,747
	要注意先	3	1
	要管理先以外	3	1
	要管理先	-	-
	計	126,348	34,748
貸倒懸念債権	破綻懸念先	5	2
破産更生債権等	実質破綻先	23	12
	破綻先	28	17
	計	56	31
合 計		126,404	34,778

(労災年金担保貸付勘定)

(単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	1,965	843
	要注意先	-	-
	要管理先以外	-	-
	要管理先	-	-
	計	1,965	843
貸倒懸念債権	破綻懸念先	-	-
破産更生債権等	実質破綻先	-	-
	破綻先	1	1
	計	1	1
合 計		1,966	844

(承継債権管理回収勘定)

(単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	28,293	62,452
	要注意先	84,637	229,219
	要管理先以外	65,292	194,435
	要管理先	19,345	34,784
	計	112,930	291,671
貸倒懸念債権	破綻懸念先	90	4,639
破産更生債権等	実質破綻先	519	2,293
	破綻先	1,657	5,371
	計	2,176	7,664
合 計		115,196	303,977

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。
- ・要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者の他、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- ・要管理先以外 : 要注意先のうち要管理先以外の債務者をいう。
- ・要管理先 : 要注意先に対する債権のうち3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）となっている債務者をいう。
- ・破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
- ・実質破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。
- ・破綻先 : 破産、清算、会社更生、民事再生又は手形交換所の取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金残高 56,819 百万円を控除したものです。

注3) 承継債権管理回収勘定における貸付先数は、貸付件数を計上しております。

注4) 金額の百万円未満は、切り捨て表示しております。

② 市場リスクについて

社会経済状況の変化及び金利を始めとする様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被る可能性があります。

(ア) 金利リスク等について

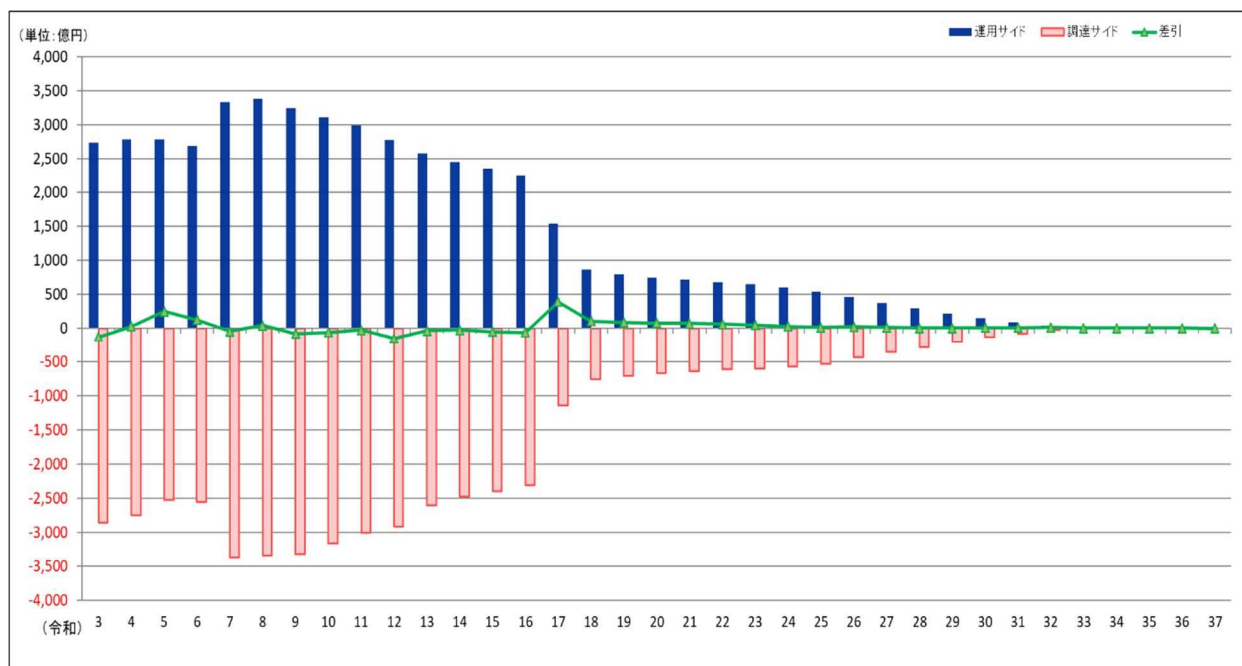
当機構における貸付事業は、調達期間と貸付期間が一致していないものがあること、また金利スワップ等のリスクヘッジを行っていないことから、金利リスクが発生しております。これらの金利リスクは、当機構が負っております。

また、当機構の一般勘定の貸付金は長期かつ低利であることから、金利低下局面において繰上償還が生じるリスクがありますが、任意の繰上償還に際して所定の弁済補償金を徴収する弁済補償金制度を導入することで、再運用リスクの軽減を図っております。

このように、金利動向により当機構の貸付事業が一定の影響を受ける可能性がありますが、これら貸付事業において生じる損失については、予算措置により受け入れる利子補給金により補てんされております。

なお、当機構では、資産・負債を総合的に管理する観点から、金利リスクの把握・分析に努めており、デュレーション分析、マチュリティラダー分析等の手法を活用しております。

令和2年度末 貸付事業（一般勘定）のマチュリティーラダーグラフ



< 令和2年度 一般勘定における貸付事業の運用サイドと調達サイド各要素 >

運用サイド（貸付金）	調達サイド（借入金・債券）
○貸付金残高 福祉貸付 23,774 億円 医療貸付 24,964 億円 計 48,739 億円 (貸付金償還方法) 福祉貸付 ・元金均等毎月償還（利息も同じ） 医療貸付 ・元金均等毎月または3か月賦償還（利息も同じ）	●借入金等残高 財政融資資金借入金 44,935 億円 債券（財投機関債） 2,500 億円 貸付受入金相当分 568 億円 計 48,003 億円 (財政融資資金借入金償還方法) 元金均等年2回償還（利息も同じ） (債券償還方法) 満期一括償還（利息年2回）
○貸付平均利回り 福祉貸付 0.94% 医療貸付 0.79% 計 0.87%	●借入金等平均利回り 財政融資資金借入金 0.70% 民間借入金（短期） 0.11% 債券（財投機関債） 0.78% 計 0.71%
○貸付平均残余年数 福祉貸付 18.04 年 医療貸付 15.63 年 計 16.81 年	●借入金等平均残余年数 財政融資資金借入金 16.77 年 債券（財投機関債） 4.76 年 計 16.14 年
○当初平均貸付期間 福祉貸付 18.74 年 医療貸付 14.84 年 計 15.84 年	●当初平均借入等期間 財政融資資金借入金 15.66 年 債券（財投機関債） 10.00 年 計 15.59 年
○デュレーション 9.30	●デュレーション 9.18

③ 流動性リスクについて

市場環境変化及び想定外の貸付実行や回収遅延等により、必要な資金確保が困難になり、資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることで、損失を被る可能性があります。

(4) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、機構法附則第5条の2の規定により、年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が平成18年4月1日に承継したものです。

当該業務については新たな貸付けを行っておりません。また、承継した債権については、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時行うことにより、適切な債権管理・回収を行っております。

なお、今後、貸倒れによる損失等により繰越欠損金が発生した場合は、欠損金相当額を出資金から減額する仕組みとなっておりますので、新たな負担が発生する等のリスクはございません。

4. 経営上の重要な契約等

当機構の経営に際して重要な契約等はありません。

5. 研究開発活動

当機構において研究開発活動は行っておりません。

6. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 貸借対照表について

法人全体の資産は、5兆3,428億円となっております。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の4兆8,156億円が全体の90.13%を、また、承継債権管理回収勘定の3,458億円が6.47%を占めております。

その資産の主なものは長期貸付金となっており、一般勘定においては4兆8,170億円を、また、承継債権管理回収勘定で3,034億円を計上しており、それぞれ資産全体の90.15%、5.67%を占めております。

一方、負債については一般勘定の4兆7,546億円が全体の96.51%を占めており、その大半が福祉医療貸付事業の財源となる借入金等となっております。

＜各勘定別の財政状態＞

(単位：百万円)

区分	資産の部	負債純資産合計		
		負債の部	純資産の部	
一般勘定	4,815,665	4,754,651	61,014	4,815,665
共済勘定	52,631	52,541	90	52,631
保険勘定	73,648	66,097	7,551	73,648
年金担保貸付勘定	36,334	35,847	487	36,334
労災年金担保貸付勘定	2,642	33	2,608	2,642
承継債権管理回収勘定	345,807	1,135	344,672	345,807
一時金支払等勘定	8,889	8,889	-	8,889
補償金支払等勘定	7,236	7,236	-	7,236
法人全体	5,342,857	4,926,432	416,424	5,342,857

(2) 行政コスト計算書について

法人全体の行政コストは193,471百万円となっておりますが、その大半を占める共済勘定の行政コスト118,166百万円のうち115,739百万円は、退職手当共済事業において支給している社会福祉施設等の職員の方々への退職手当給付金となっております。その他、一般勘定の行政コスト41,142百万円のうち28,616百万円は、福祉医療貸付事業における福祉、医療施設への融資の財源に係る借入金利息等となっております。

(単位：百万円)

区分	行政コスト		
	損益計算書上の費用	その他行政コスト	
一般勘定	41,142	0	41,142
共済勘定	118,166	-	118,166
保険勘定	21,712	-	21,712
年金担保貸付勘定	912	0	913
労災年金担保貸付勘定	17	-	17
承継債権管理回収勘定	1,266	-	1,266
一時金支払等勘定	1,364	-	1,364
補償金支払等勘定	8,888	-	8,888
法人全体	193,470	0	193,471

(3) 損益計算書について

法人全体の経常収益は2,064億円となっております。勘定別では、共済勘定の1,166億円が全体の56.49%、一般勘定の419億円が20.32%、保険勘定の244億円が11.82%をそれぞれが占めております。

一方、経常費用は法人全体で1,917億円であり、共済勘定の1,164億円が全体の60.72%を、一般勘定の411億円が21.45%を占めております。

法人全体の当期総利益は166億円となっており、承継債権管理回収勘定の110億円、保険勘定の46億円の当期総利益が大半を占めております。

なお、当機構では機構法第15条、機構法附則第5条の2第5項及び第5条の3第2項並びに第5条の5第2項に基づき区分経理することとなっております。各勘定別の詳細につきましては、本説明書50～52ページの「発行情報の部 第2 事業の状況 1.業績等の概要」をご参照ください。

＜各勘定別の経営成績＞

(単位：百万円)

区分	経常収益	経常費用	経常利益 又は経常損失	臨時利益	臨時損失	前中期目標期間 繰越積立金取崩額	当期総利益 又は当期総損失
一般勘定	41,950	41,142	808	9	-	-	817
共済勘定	116,622	116,413	208	1,585	1,752	-	40
保険勘定	24,410	21,712	2,698	1,923	-	-	4,621
年金担保 貸付勘定	1,053	912	140	4	-	5	150
労災年金担保 貸付勘定	19	17	1	0	-	0	1
承継債権管理 回収勘定	12,123	1,266	10,856	144	-	-	11,000
一時金 支払等勘定	1,354	1,364	△9	9	-	-	-
補償金 支払等勘定	8,888	8,888	-	-	-	-	-
法人全体	206,422	191,717	14,704	3,676	1,752	5	16,633

(4) 純資産変動計算書について

独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第6項に基づく国庫納付（承継債権管理回収勘定）及び独立行政法人通則法第46条の2第1項に基づく国庫納付（労災年金担保貸付勘定）により資本金が62,258百万円減少した一方、令和2年度補正予算による出資金の受入36,906百万円及び利益剰余金3,145百万円を計上したことから、法人全体の純資産額は416,424百万円となっております。

(単位：百万円)

区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	評価・換算差額等	純資産合計
当期首残高	420,307	△797	19,120	-	438,630
当期変動額	△25,351	△0	3,145	-	△22,205
当期末残高	394,956	△798	22,266	-	416,424

※ 独立行政法人会計基準の改訂（平成30年9月3日）に伴い、令和元年度の財務諸表作成時より純資産変動計算書を作成しております。

(5) キャッシュ・フロー計算書について

法人全体の業務活動によるキャッシュ・フローは1兆4,673億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは890億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは1兆4,540億円の収入となっております。その結果、資金増加額が757億円となり、資金期末残高は1,103億円となっております。

(単位：百万円)

区分	業務活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	資金増加額 又は資金減少額	資金期首残高	資金期末残高
一般勘定	△1,458,550	△676	1,465,628	6,401	3,829	10,231
共済勘定	△80	29,998	△10	29,907	22,348	52,256
保険勘定	△2,358	2,376	△2	14	23	38
年金担保 貸付勘定	10,717	△0	△11,007	△291	1,684	1,392
労災年金担保 貸付勘定	204	△0	△525	△320	2,117	1,796
承継債権管理 回収勘定	△7,075	35,098	△13	28,009	547	28,556
一時金 支払等勘定	△1,368	8,199	△0	6,830	2,049	8,880

補償金 支払等勘定	△8,875	14,099	△0	5,222	2,004	7,227
法人全体	△1,467,387	89,096	1,454,066	75,775	34,605	110,381

(6) 令和2年度財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

令和3年度政策コスト分析結果は下記のとおりです。

なお、政策コスト分析では、令和3年度財政投融资対象事業である一般勘定（福祉医療貸付事業）についての分析がなされております。分析は、令和4年度以降は新規事業を行わない、将来にわたる補助金等の総額を現在の価値として評価する（割引現在価値額）、出資金等の機会費用をコストとして計上する等、一定の前提のもとに行われております。

区 分	政策コスト	分析期間
一般勘定（福祉医療貸付事業）	1,545億円	38年間

なお、当該分析の詳細につきましては財務省ホームページで公表されております。

○財務省ホームページ https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa030728/15.Pdf

(7) 令和2年度業務実績の大臣評価について

当機構は、通則法第32条に基づき、各事業年度における業務の実績について、厚生労働大臣の業績評価を受けております。以下は、当機構の令和2年度業務実績の評価結果（令和3年10月1日付）を要約したものです。

○令和2年度業務実績全般の評価

項目別評定は15項目中、Sが1項目、Aが3項目、Bが11項目であり、うち重要度「高」であるものはSが1項目、Aが3項目であった。

全体の評定を引き下げる事象はなかったことから、「A」評価とする。

福祉医療貸付事業は、3つの指標の達成度平均は134.4%であることに加え、中期目標策定時には想定し得なかった未曾有のコロナ禍における資金需要にも迅速に対応するなど、質的にも顕著な成果をあげていることなど、国の福祉医療政策等に沿った政策融資が、非常に効果的かつ効率的に行われていることを総合的に判断し、「S」評価とする。

福祉医療経営指導事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったセミナーを除く3指標の達成度平均は143.6%であることに加え、定性面においても、代替措置として無料オンラインセミナーを配信していることや、リサーチレポート、行政機関向けセミナー、経営支援業務により、官民間問わず、多岐に渡る取組みを提供していることを総合的に判断し、「A」評価とする。

社会福祉振興助成事業は、定量的な目標を達成していることに加え、助成事業を通じて助成団体内外に対して波及する効果を上げていることから、効果的な助成ができていると考えられるため、「B」評価とする。

退職手当共済事業は、2つの指標の達成度平均は133.5%であることに加え、定性面でも、幅広く制度周知も行っていることから、事業の増進に繋がっていると考えられるため「A」評価とする。

心身障害者扶養保険事業は、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を16回行い、定量的な指標の目標値を上回るなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。

福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）は、2つの指標の達成度平均は173.7%であることに加え、WAMNETの情報利用者を対象としたアンケート調査における満足度は98.3%であり、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供するとともに、利用者の利便性向上が図られていることを踏まえ、「A」評価とする。

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業は、令和3年度末の新規申込受付終了を踏まえ、利用者等に対し必要な周知広報を実施するなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を進めるなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。

一時金支払等業務及び補償金支払等業務は、毎月確実に支払いを完了するなど、支払業務を適切かつ迅速に実施しており、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。

業務・システムの効率化と情報化の推進については、各種システムの改修を行い、業務の効率化を図るとともに、ICTリテラシー向上のための研修を実施しており、業務・システムの効率化と情報化の推進に努めているため、「B」評価とする。

経費の節減については、職員等の人員配置の最適化を着実に推進した結果、人材派遣料等を節減しており、令和2年度においては、一般管理費、業務経費ともに計画値を下回ったため、「B」評価とする。

運営費交付金以外の収入の確保等については、自己収入の確保、債券発行による資金調達及び不要財産の国庫納付について、適切に行われていると考えられるため、「B」評価とする。

効率的かつ効果的な業務運営体制の整備については、機構内での情報共有を徹底するとともに、機構各事業の事務の効率化及び業務運営の見直しを行っており、効率的な業務運営体制の整備に努めているため、「B」評価とする。

内部統制の充実については、内部統制の充実や情報セキュリティ対策の強化に積極的に取り組むなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。

人事に関する事項については、ワーク・ライフ・バランスの推進や研修制度の充実に努め、人事施策の改善・充実を図るなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。

なお、評価結果の全文につきましては、当機構ホームページ又は、厚生労働省ホームページで公表されております。

○当機構ホームページ

<https://www.wam.go.jp/hp/koukai-tabid-63/koukai-jisseki-tabid-118/>

○厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/seisaku-hyouka.html>

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

令和2年度は、新型コロナウイルス対策に伴うテレワーク環境整備及び1階事務所増床工事等で合計746百万円の契約を行っております。

2. 主要な設備の状況

(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

内 容	所 在 地	建 物	構 築 物	車両・ 運搬具	工具器具 備品	土 地		合 計
		帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	面 積	帳簿価格	帳簿価格
事務所等	東京都 港区他	10	-	0	766	-	-	776

3. 設備の新設・除却等の計画

令和3年度の主要な設備等への支出計画は特にありません。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構における資本金残高の推移は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末
一般勘定	22,136	21,787	21,787	21,787	58,694
共済勘定	—	—	—	—	—
保険勘定	—	—	—	—	—
年金担保貸付勘定	—	—	—	—	—
労災年金担保貸付勘定※ ¹	4,397	4,397	3,666	3,114	2,589
承継債権管理回収勘定※ ²	738,517	564,431	468,879	395,404	333,671
一時金支払等勘定※ ³	—	—	—	—	—
補償金支払等勘定※ ⁴	—	—	—	—	—
法人全体	765,051	590,617	494,334	420,307	394,956

※¹ 労災年金担保貸付勘定については、平成 30 年 10 月 30 日付会計検査院からの意見表示を踏まえ、当該事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を厚生労働省と検討したうえ、当該事業に係る政府出資金相当額の一部について、将来にわたり事業を確実に実施するうえで必要がなくなったと判断し、令和 2 年 12 月 8 日に国庫納付するとともに、同日付で政府出資金を 524 百万円減少させております。

※² 承継債権管理回収勘定における政府出資金については、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 16 年法律第 105 号）附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 1 日に承継された年金住宅融資等の貸付債権額見合いとして出資されております。

また、回収された元金を国庫に納付すること等に伴い、政府出資金は機構法に基づき減額することとなっております。

なお、令和 2 年度においては、元金及び積立金の合計 75,215 百万円を国庫納付し、このうち元金見合い分の 61,733 百万円について政府出資金を減少させております。

※³ 一時金支払等勘定については、平成 31 年 4 月 24 日付で勘定を設置しております。

※⁴ 補償金支払等勘定については、令和元年 11 月 22 日付で勘定を設置しております。

2. 役員の状況

役職名	氏名 理事の担当業務	任 期	略 歴
理事長	なか むら ひろ かず 中 村 裕 一	自 平成 30 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日	菱進ホールディングス株式会社取締役社長 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員
理事	い だ やすし 依 田 泰 総務部、企画管理部 情報事業部 NPO リソースセンター	自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日	厚生労働省大臣官房審議官
理事	まつ なわ ただし 松 縄 正 経理部、顧客業務部 共済部、保険・支払業務部	自 令和元年 10 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日	ニッセイ・リース株式会社取締役執行役員
理事	さ とう はじめ 佐 藤 肇 上席推進役、福祉医療貸付部 経営サポートセンター 年金貸付部、大阪支店	自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日	独立行政法人福祉医療機構上席推進役
監事	よし の ひろし 吉 野 裕	自 平成 30 年 7 月 1 日 至 令和 4 年度の財務諸表 承認日	ちばぎんアセットマネジメント株式会社取締役社長
監事 (非常勤)	おお はし ひろ こ 大 橋 裕 子	自 平成 30 年 7 月 1 日 至 令和 4 年度の財務諸表 承認日	大橋裕子公認会計士事務所所長

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な体制

当機構は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として設立された独立行政法人であり、厚生労働大臣を主務大臣とし、機構法その他の関係法令等に基づき業務運営を行っております。

また、当機構の業務実績に関する評価については厚生労働大臣が評価を実施し、決定しております。

当機構と主務官庁又は外部との関係等につきましては、本説明書 12～13 ページの「発行者情報の部 第1 発行者の概況 3. 事業の内容 (5) 日本政府との関係について」をご参照ください。

(2) 内部管理等の体制

① 役員による運営

当機構は、理事長及び理事等により構成される役員会や経営企画会議において、業務運営の基本方針等に関する審議や経営の企画及び管理に係る重要事項に関し協議を行っているほか、平成 26 年度より設置されたガバナンス委員会において、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢及び顧客保護等管理態勢を継続的に充実させ、経営の公正性及び透明性を高めるための審議等を行っております。

② 監事による監査

監事は、当機構の業務及び会計に関する監査を行っております。また、監事は、役員が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は通則法等に違反する事実もしくは不当な事実があるときは、遅滞なく、その旨を理事長及び厚生労働大臣に報告しなければなりません。

③ 内部監査

理事長は、当機構の業務運営が規程等を遵守し、適正かつ効率的になされているかについて、職員に命じ内部監査を行っております。

④ 会計監査人による監査

当機構は、通則法第 38 条第 2 項及び第 39 条により会計監査人により財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を受けており、このように監査を受けた財務諸表を作成・公表することで、当機構の会計処理に係る透明性の向上に努めております。